

短時間・有期雇用労働者対策基本方針（案）について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課

1. 制定の趣旨

- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向に関する事項、短時間・有期雇用労働者の雇用管理改善の促進等のために講じる施策の基本的事項等を定めるものである。なお、本指針の策定に伴い、短時間・有期雇用労働者対策基本方針（令和2年厚生労働省告示第122号）は廃止することとする。

2. 告示案の概要

- (1) 短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向
短時間・有期雇用労働者の就業の実態（労働条件等の状況、パートタイム・有期雇用労働者や事業主の意識の動向等）について、統計調査のデータを基に記載する。
- (2) 短時間・有期雇用労働者施策の基本となるべき事項
 - ① (1)の動向を踏まえ、働き・貢献に見合った公正な待遇のより一層の確保など、短時間・有期雇用労働者をめぐる現状の課題を列記する。
 - ② ①の課題を受けた、今後の施策の方向性（総論）を記載する。
 - ③ 現行の施策を体系的に整理するとともに、雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会において議論の報告（「雇用形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けた取組の強化について（報告）」）が行われたことを受け改正された法令等に基づく新たな施策など、今後の短時間・有期雇用労働者施策の各論を記載する。

3. 根拠条項

- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第5条第1項

4. 適用期日等

- 告示日：令和8年4月下旬（予定）
- 適用期日：令和8年10月1日